

建築物等の解体等作業における
アスベスト除去工事の規制について

令和3年10月

平塚市 環境部 環境保全課

1. アスベストの規制について	1
2. 規制対象となる石綿含有建築材料	1
3. 解体等工事の発注者が配慮すべき事項	2
○解体等工事に係る調査及び説明等	2
○特定工事の発注者等の配慮等	2
4. 事前調査	3
○事前調査の実施方法	3
○事前調査結果の発注者への説明	4
○事前調査の記録の作成、備え付け及び保存	5
○下請負人に対する説明、指導	5
5. 作業基準の遵守	6
○作業計画の作成	6
○事前調査の結果及び作業内容等の掲示	6
○特定建築材料の除去等の方法	7
○作業の記録	9
○作業が適切に行われていることの確認	9
○特定粉じん排出等作業の完了確認	9
○発注者への報告等	10
6. 作業の実施の届出	11
○届出対象となる特定工事	11
○届出事項	11